

第 3 回 赤穂市地域公共交通会議

資料

- (1) デマンドタクシーの運行について
- (2) バスの運行変更について

平成28年1月25日

赤穂市地域公共交通会議 事務局

○要望等について

資料 1

(1) デマンドタクシーの運行について

要望番号	要望事項	実施(案)
①	有年地区(宮前停留所)でのデマンドタクシーの運行に向上させること。	⇒ タクシー空白地区の有年地区での導入を図り、「ゆらのすけ」及び「ていじゅうろう」に接続する形で運行する。

(2) バスの運行変更について

(ア) 路線バスのゆらのすけへの代替

要望番号	要望事項	方向性(案)
②	大泊地区(坂越)への乗り入れ	⇒ 路線バスからゆらのすけへの代替を実施し、高野ルートへの延伸により対応する。(週2日、1日3往復)

(イ) ゆらのすけ

要望番号	要望事項	方向性(案)
③	朶山(しだやま)地区(福浦)への乗り入れ	⇒ 現地確認の結果、乗り入れは可能だが、Uターン場所の確保及びアスファルト舗装を施した上で乗り入れることとする。
④	南北ルートAと南北ルートBの運行日の変更	⇒ 市民病院での受診等、利用者の利便性向上の観点から次のとおり変更することとする。 (南北A 水・土→月・水 南北B 月・火・木→火・木・土)
⑤	月見草団地停留所(目坂地区)の再開	⇒ 現在、山腹からの落石による市道通行止めにより、使用を中止している月見草団地停留所を再開してほしい。

(ウ) 路線バス

要望番号	千鳥地区での充実	要望事項	方向性(案)
⑥		路線バスでは本数が少なく不便であるため、バスを充実してほしい。	⇕ 路線バスによる充実を図ることとし、午前中に1本増便する。また、利便性の向上を図るため、一部ルートの変更を行う。(城西小学校経由の赤穂駅行をイオン赤穂店経由の赤穂駅行に変更する。)

○変更計画（案）等について

(1) デマンドタクシーの運行について

①タクシー空白地区の有年地区でデマンドタクシーを運行し、宮前停留所でバスに接続する。

有年地区の宮前停留所から自宅間でデマンドタクシーを運行し、ゆらのすけ及びていじゅうろうへ接続し、利用客の利便性の向上を図る。

なお、デマンドタクシー運行に伴うバス運行の変更はなし。

(2) バスの運行変更について

(ア) 路線バスのゆらのすけへの代替

②路線バス（小島・アース線）の坂越港～アース製薬前の代替として、ゆらのすけ高野ルートが大泊地区（坂越）へ延伸する。

大泊地区へのバスの運行は、路線バス（小島・アース線）が1日1往復（平日のみ）運行しているが、利用客はほとんどおらず、増便は難しい。

そこで、路線バスの代替として、毎週水曜日と金曜日に1日3往復している、ゆらのすけ高野ルートを延伸し、利用客の利便性の向上を図る。

（位置図 別紙①）

(イ) ゆらのすけ

③東西ルート of 朶山（しだやま）地区（福浦）に停留所を2ヶ所新設する。

現在、朶山地区へのバスの運行は行っておらず、利用客は、ゆらのすけ東西ルートの直近バス停（法光寺又は備前福河駅口）まで、危険が伴う国道の横断等を行って利用している状況である。

そこで、朶山地区内でUターン場所の確保及びアスファルト舗装を行い、バス停を新たに2ヶ所新設することによって、利用客の利便性の向上を図る。

（位置図 別紙②）

④南北ルートAと南北ルートBの運行曜日を変更する。

ゆらのすけ南北ルートAの運行日は、現在水・土で、市民病院での受診日が1日しかないため、週2日受診できるように曜日変更を下記のとおり行い、利用客の利便性の向上を図る。

南北A 水・土→月・水

南北B 月・火・木→火・木・土

⑤月見草団地停留所を再開し、代替市道を通るルートに変更する。

ゆらのすけ南北ルートBの月見草団地停留所（目坂）は、落石に伴う市道通行止めの影響により使用を停止し、暫定的に迂回ルートで運行している状況である。

この度、代替市道が整備されたので、そちらを通るルートへ変更し、併せて月見草団地停留所を再開する。

（位置図 別紙③）

(ウ) 路線バス

⑥千鳥地区の路線バス（千鳥線）を1本増便し、一部の便でイオン赤穂店を経由するルートに変更する。

現状の路線バスは、行きが1日2便、帰りが1日3便（平日ダイヤ）運行しているが、行きの午前中の便を1本増便し（千鳥南口～イオン赤穂店経由～赤穂駅）、行きの午後の便を現行の城西小学校経由の赤穂駅行を営業所前、イオン赤穂店経由の赤穂駅行にルート変更し、利用客の利便性の向上を図る。

(位置図 別紙④)

赤穂市デマンドタクシー運行計画（案）

1. 運行目的

① 運行目的	高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、 <u>自宅から市内循環バスゆらのすけ「宮前」停留所までの間を</u> 、中型車両（セダン型）を活用した予約型乗合タクシーを公共交通として運行する。
--------	--

2. 運行エリア

① 運行エリア	<u>有年地区全域</u> (ただし、自宅から市内循環バス「ゆらのすけ」及び東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」の「宮前」停留所までの間、又は「宮前」停留所から自宅までの間とする。)
---------	--

3. 運行形態等

① 事業主体	赤穂市
② 運行主体	タクシー事業者
③ 運行形態	区域内運行（予約型乗合タクシー）

4. 運行方法

① 利用対象者	赤穂市民で事前登録した方（介護が必要な方は介護者同伴）
② 運行日	月曜日～土曜日 ※運休日は日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
③ 運行便数	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅から「宮前」バス停留所まで <u>1日4本</u> (<u>予約制により乗合</u>いで運行する) ・「宮前」バス停留所から自宅まで <u>1日3本</u> (宮前バス停近くの空き地から、<u>予約制により乗合</u>いで運行する) ※ただし金曜日は圏域バス「ていじゅうろう」に接続 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅から「宮前」バス停留所まで <u>1日2本</u> (利用は上記と同じ) ・「宮前」バス停留所から自宅まで <u>1日2本</u> (利用は上記と同じ)

④ 運行時刻

<ゆらのすけ接続>月・火・水・木・土曜日

南北Aルート(有年東部)…水、土

南北Bルート(有年西部)…月、火、木

<ていじゅうろう接続>月～土曜日の毎日

上郡ルート(有年東部)…毎日運行

自宅 ⇒ 宮前停留所	宮前停留所 ⇒ 自宅
① <u>7:55着 (予約)</u> (ゆA:8:13発、ゆB:8:11発) (て:8:04発)	
② <u>12:20着 (予約)</u> (ゆA:12:36発、ゆB:12:34発)	③ <u>12:20発 (予約)</u> (ゆA:12:05着、ゆB:12:07着) (て:11:57着)
④ <u>13:30着 (予約)</u> (て:13:44発)	
⑤ <u>15:20着 (予約)</u> (ゆA:15:36発、ゆB:15:34発)	⑥ <u>15:20発 (予約)</u> (ゆA:15:05着、ゆB:15:07着) (て:15:07着)
	⑦ <u>17:20発 (予約)</u> (ゆA:17:10着、ゆB:17:12着)

金曜日<ていじゅうろう接続>

※「ゆらのすけ」は運行していません

自宅 ⇒ 宮前停留所	宮前停留所 ⇒ 自宅
① <u>7:55着 (予約)</u> (ていじゅうろう 8:04発)	② <u>12:10発 (予約)</u> (ていじゅうろう 11:57着)
③ <u>13:30着 (予約)</u> (ていじゅうろう 13:44発)	④ <u>15:15発 (予約)</u> (ていじゅうろう 15:07着)

・完全予約制により運行。

・事前登録(名簿)の受付は市役所(企画広報課)で行う。

5. 予約

① 予約方法	運行事業者へ予約する。
② 予約時間	<p>◆完全予約制による運行とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始発（宮前停留所 8：13 発及び 8：11 発の「ゆらのすけ」又は 8：04 発の「ていじゅうろう」）のバスを利用して市街地方面行きを希望する場合は、<u>前日の午後 6 時</u>までに予約する。 ・その他のバスへの乗車又は降車して自宅に帰る場合は、原則として<u>当日の午前 10 時</u>までに予約する。 ・帰りは宮前バス停近くの待合所に停車しているタクシーに乗車する。 <p>◆予約方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行するタクシー会社の受付員に「乗合タクシーに乗車したい」ことを伝え、「名前」「乗車日」「乗車場所(自宅)」「バス乗車時刻」「人数」など必要事項をタクシー会社で確認のうえ、受付を完了する。

6. 運行会社

① 事業者	乗合事業登録をしたタクシー事業者																				
② 予約受付・運行	<p>乗合事業免許を有するタクシー事業者による輪番制により、予約受付及び運行を事業者の責任において実施する。輪番については事業者において協議の上、決定する。</p> <p>(例)</p> <table border="1" data-bbox="528 1413 1289 1659"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月～7月</th> <th>8月～11月</th> <th>12月～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>A社</td> <td>B社</td> <td>C社</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>B社</td> <td>C社</td> <td>A社</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>C社</td> <td>A社</td> <td>B社</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>A社</td> <td>B社</td> <td>C社</td> </tr> </tbody> </table>		4月～7月	8月～11月	12月～3月	1年目	A社	B社	C社	2年目	B社	C社	A社	3年目	C社	A社	B社	4年目	A社	B社	C社
	4月～7月	8月～11月	12月～3月																		
1年目	A社	B社	C社																		
2年目	B社	C社	A社																		
3年目	C社	A社	B社																		
4年目	A社	B社	C社																		

7. 運賃の設定

① 運賃	1乗車につき300円 ただし、小学生未満は無料とする。(ゆらのすけと同制度)
------	---

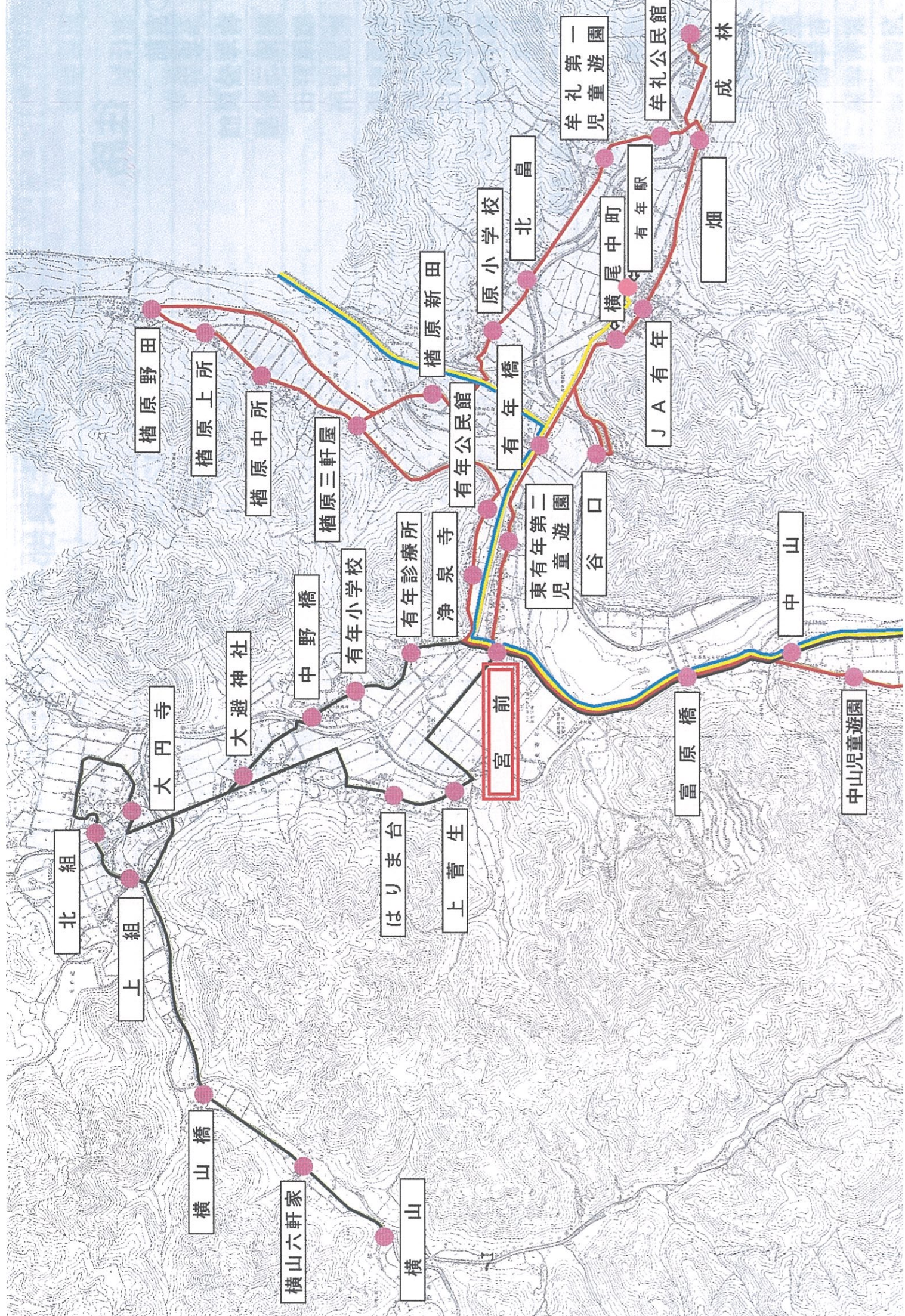
8. 車両

① 車両数	中型車両2台(定員4名/台) (予約状況により配車する)
-------	---------------------------------

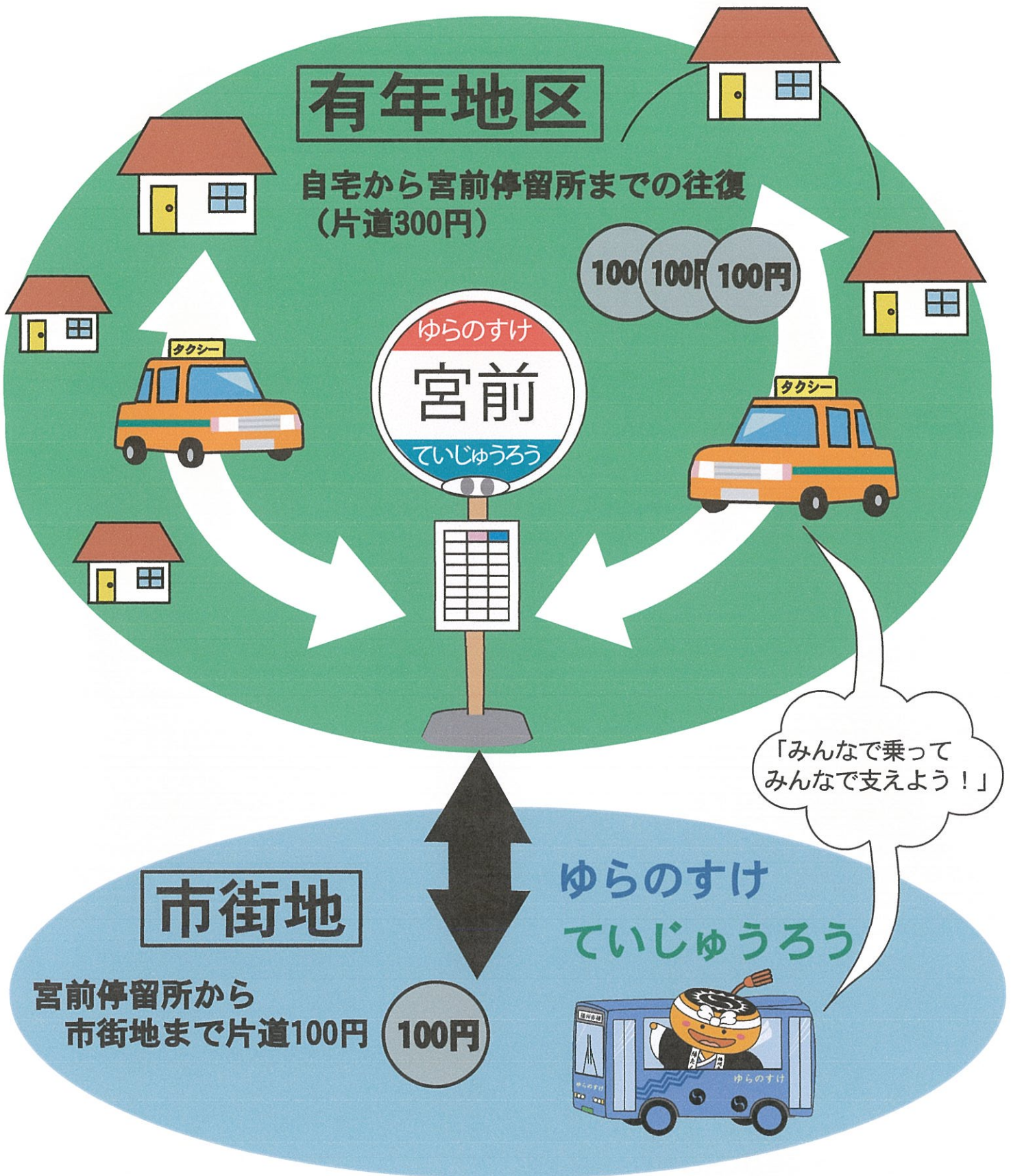
- ・タクシー会社において用意し、運行する。
- ・住民が一目でわかるよう、「乗合タクシー」のステッカーを添付する。

9. 運行見直し基準

① 基準の設定	運行見直し基準について、1便あたりの利用者数を1.1人以上/便とする。
---------	-------------------------------------



赤穂市デマンドタクシー運行計画(案)



(問合せ先)

事業主体：赤穂市企画広報課

電話：0791-43-6867

月・火・水・木・土曜日<ゆらのすけ接続>

南北Aルート(有年東部)…水、土
南北Bルート(有年西部)…月、火、木

<ていじゅうろう接続>

上郡ルート(有年東部)…毎日運行

自宅 ⇒ 宮前停留所	宮前停留所 ⇒ 自宅
① 7:55着(予約) …タクシー到着時間 (ゆA:8:13発、ゆB:8:11発)…バス発車時間 (て:8:04発)	
② 12:20着(予約) (ゆA:12:36発、ゆB:12:34発)	③ 12:20発(予約) …タクシー発車時間 (ゆA:12:05着、ゆB:12:07着)…バス到着時間 (て:11:57着)
④ 13:30着(予約) (て:13:44発)	
⑤ 15:20着(予約) (ゆA:15:36発、ゆB:15:34発)	⑥ 15:20発(予約) (ゆA:15:05着、ゆB:15:07着) (て:15:07着)
	⑦ 17:20発(予約) (ゆA:17:10着、ゆB:17:12着)

金曜日<ていじゅうろう接続>

※「ゆらのすけ」は運行していません

自宅 ⇒ 宮前停留所	宮前停留所 ⇒ 自宅
① 7:55着(予約) (ていじゅうろう 8:04発)	② 12:10発(予約) (ていじゅうろう 11:57着)
③ 13:30着(予約) (ていじゅうろう 13:44発)	④ 15:15発(予約) (ていじゅうろう 15:07着)

☆デマンドタクシーの運行エリア

・有年地区を運行エリアとします。自宅から宮前バス停留所までの往復(片道だけでも大丈夫です。)

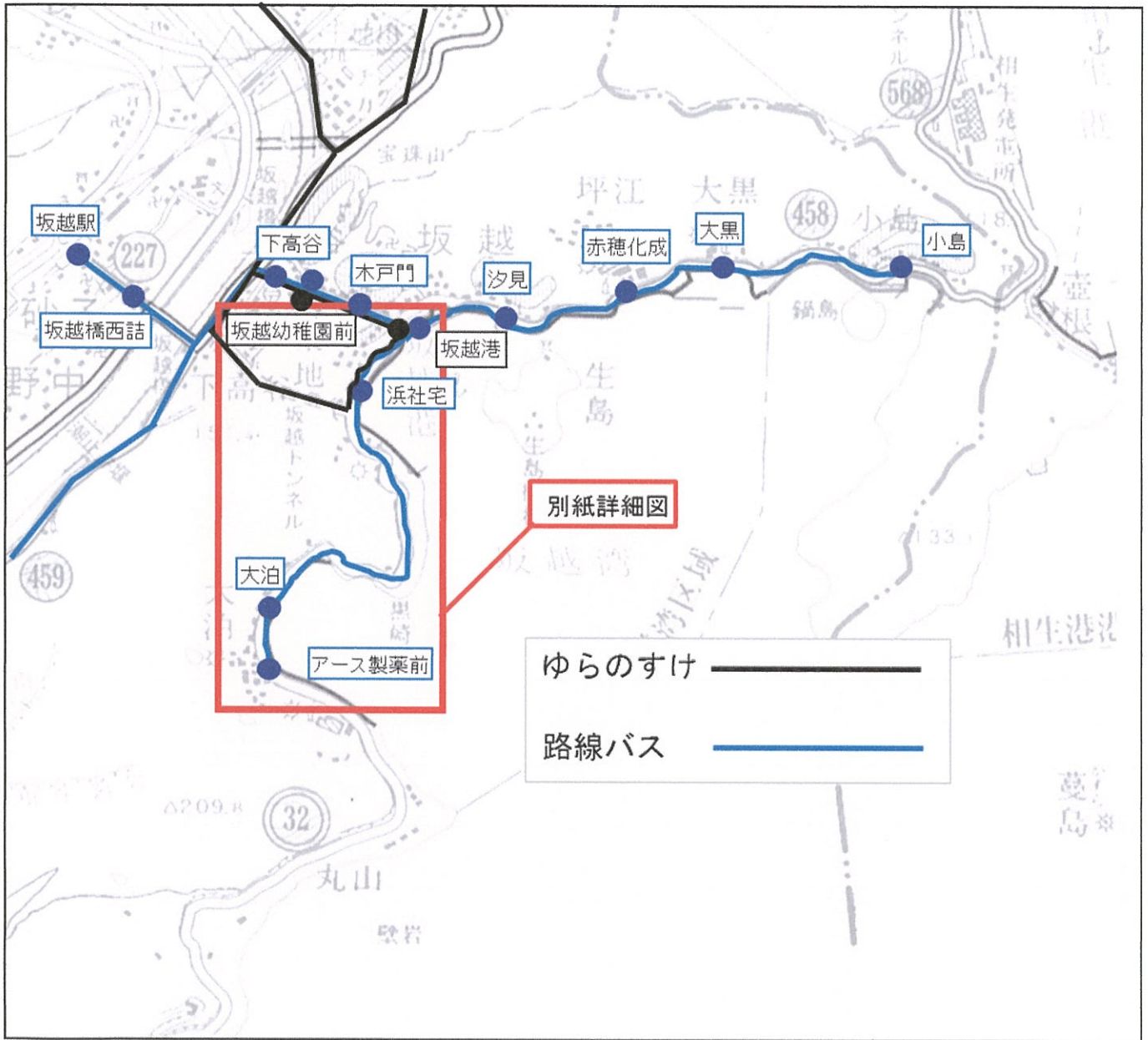
☆利用するために必要なこと

- ・事前に登録を行う(氏名、住所、電話番号)・・・市役所企画広報課
- ・電話予約を行う・・・タクシー会社

(予約は、始発バス(①)は前日の午後6時まで、その他のバス(②~⑦)は当日の午前10時までにしてください。)

荷物が多いい日や雨の日もこれで安心です!

別紙①



別紙① (詳細図)

201504赤穂市 [赤穂市 64図 G-2]

利用者:ako

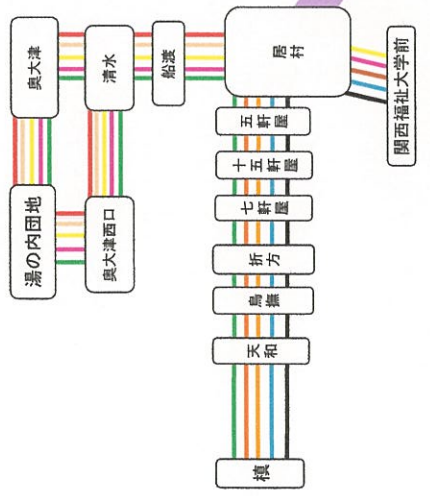
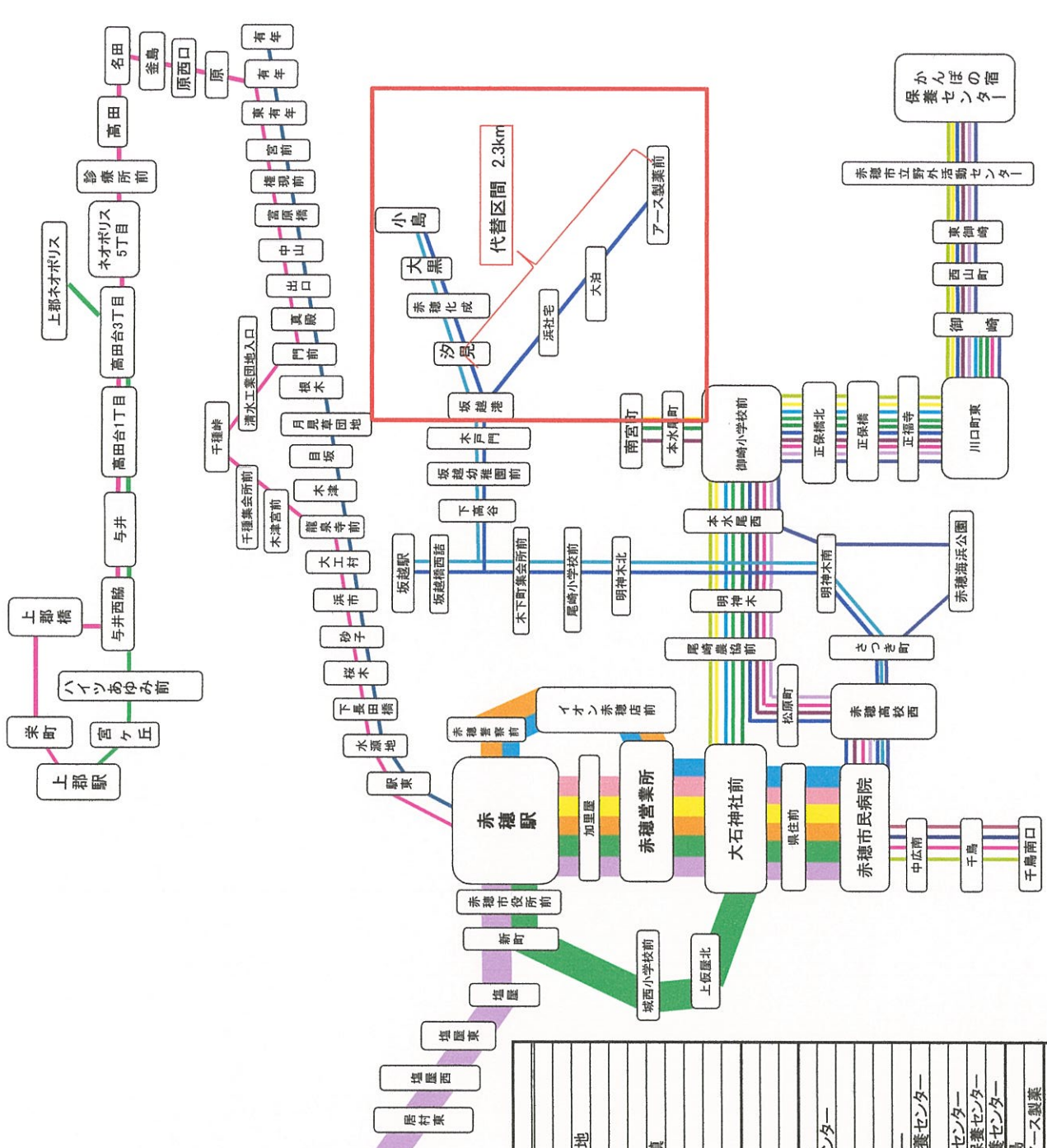


赤穂市坂越付近

© 2015 ZENRIN CO.,LTD.

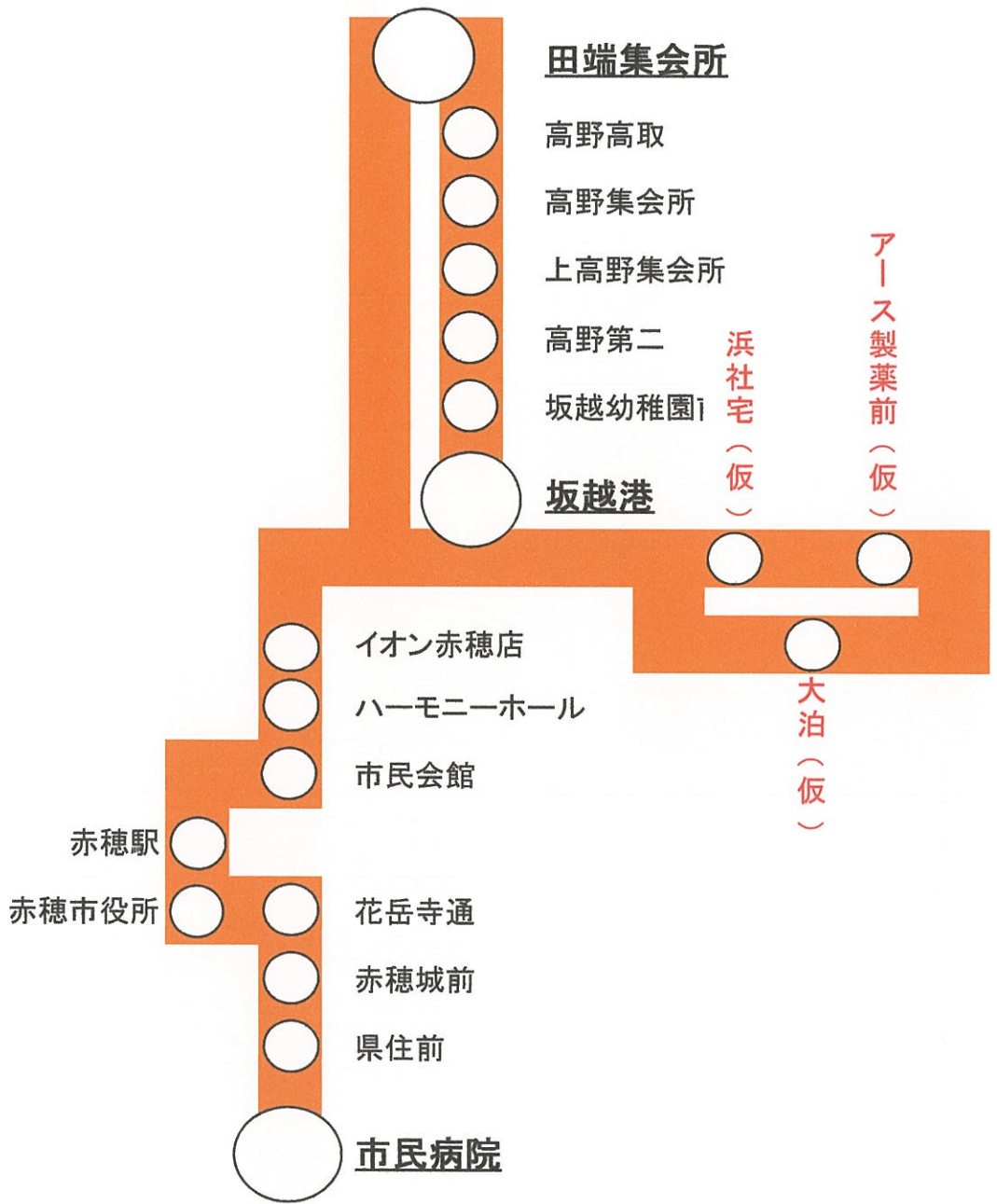
縮尺 1 / 6,000 180m

ウエスト神姫路線図 (赤穂・上郡)

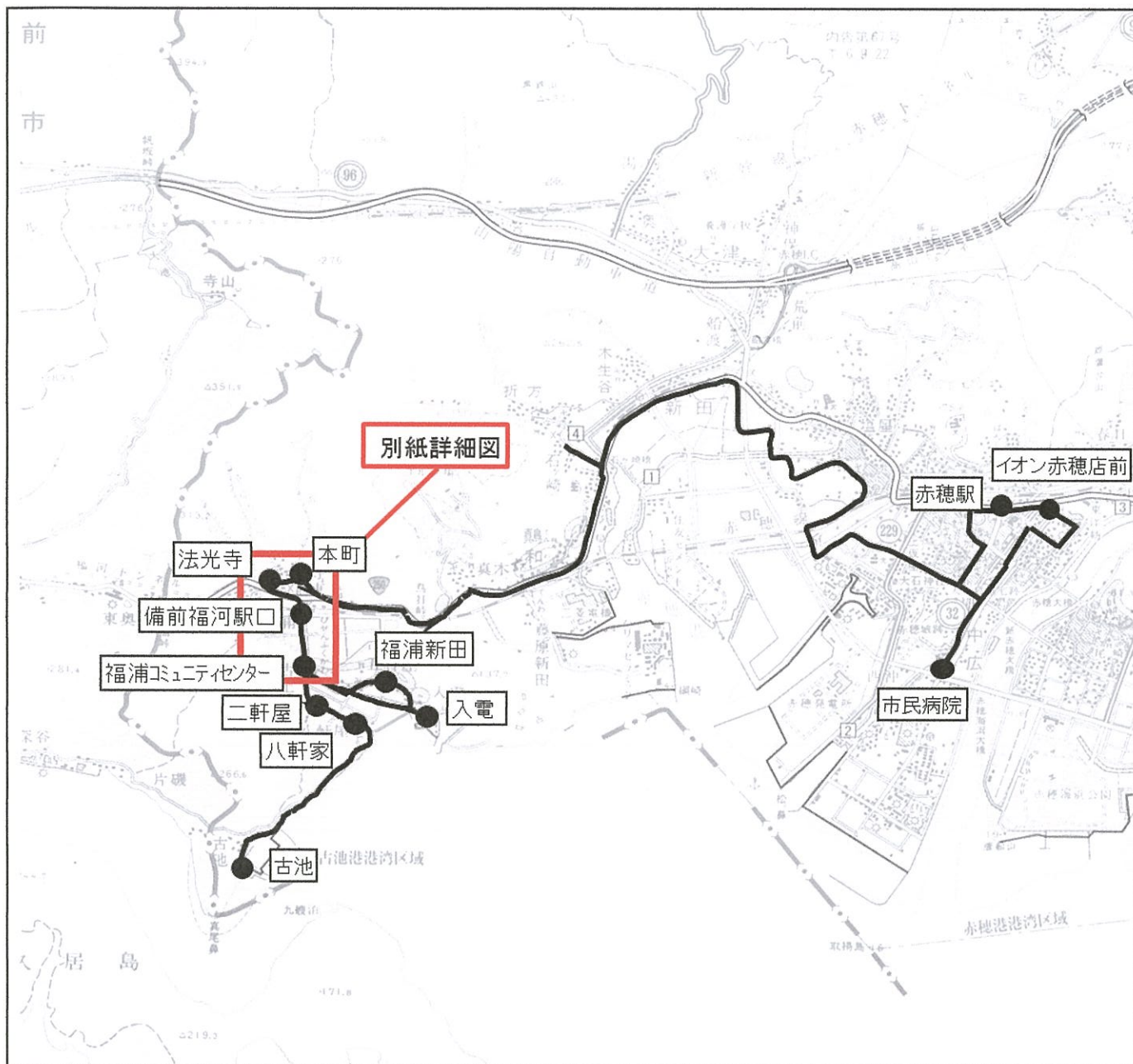


運行系統	
赤穂市民病院	～清水～湯の内団地
赤穂駅	～清水～湯の内団地
赤穂駅	～関西福祉大学・清水～湯の内団地
赤穂駅	～関西福祉大学前
赤穂市民病院	～赤穂駅～居村～湯の内団地～横
赤穂駅	～居村～横
赤穂市民病院	～関西福祉大学・居村～横
赤穂駅	～城西小学校～千島南口
赤穂駅	～城西小学校～千島南口
千島南口	～犀住前～城西小学校
赤穂駅	～大石神社前～かんぽの宿保養センター
赤穂駅	～大石神社前～南宮町～かんぽの宿保養センター
赤穂駅	～大石神社前～御崎
赤穂駅	～大石神社前～南宮町～御崎
赤穂駅	～赤穂市民病院～かんぽの宿保養センター
赤穂駅	～赤穂市民病院～南宮町～かんぽの宿保養センター
赤穂駅	～赤穂市民病院～御崎
赤穂駅	～市民病院～海浜公園～かんぽの宿保養センター
赤穂駅	～市民病院～尾崎小学校～小島
赤穂駅	～市民病院～尾崎小学校～小島
赤穂駅	～市民病院～尾崎小学校～小島～アース製業
赤穂市民病院	～千種ハイランド～高田台～上郡
上郡	～ハイイツあゆみ～ネオポリス

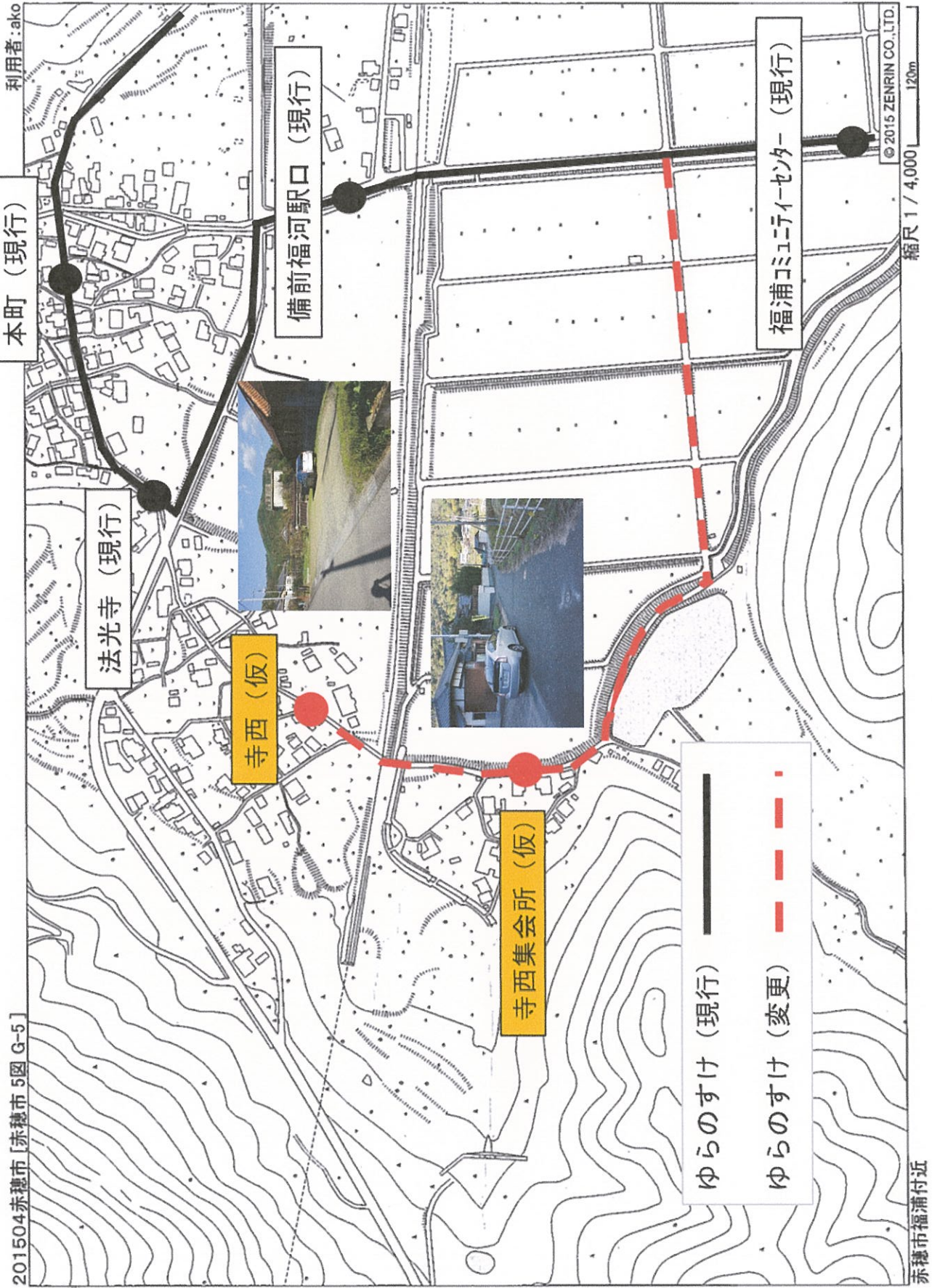
高野:ルート図



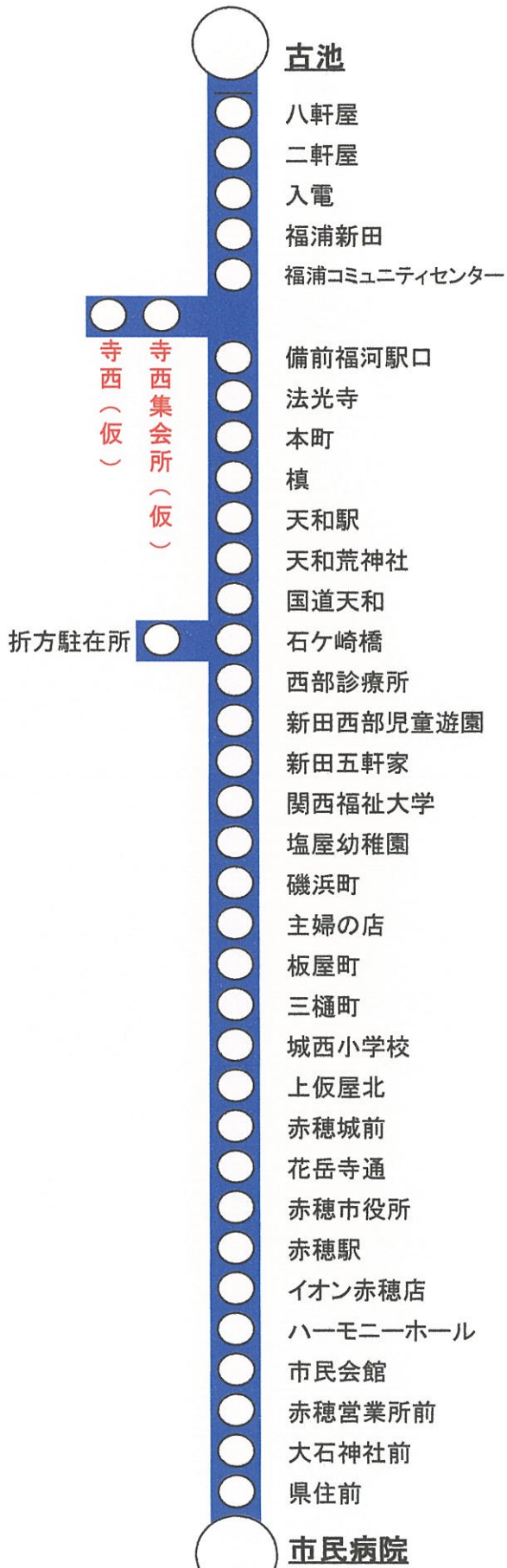
別紙②



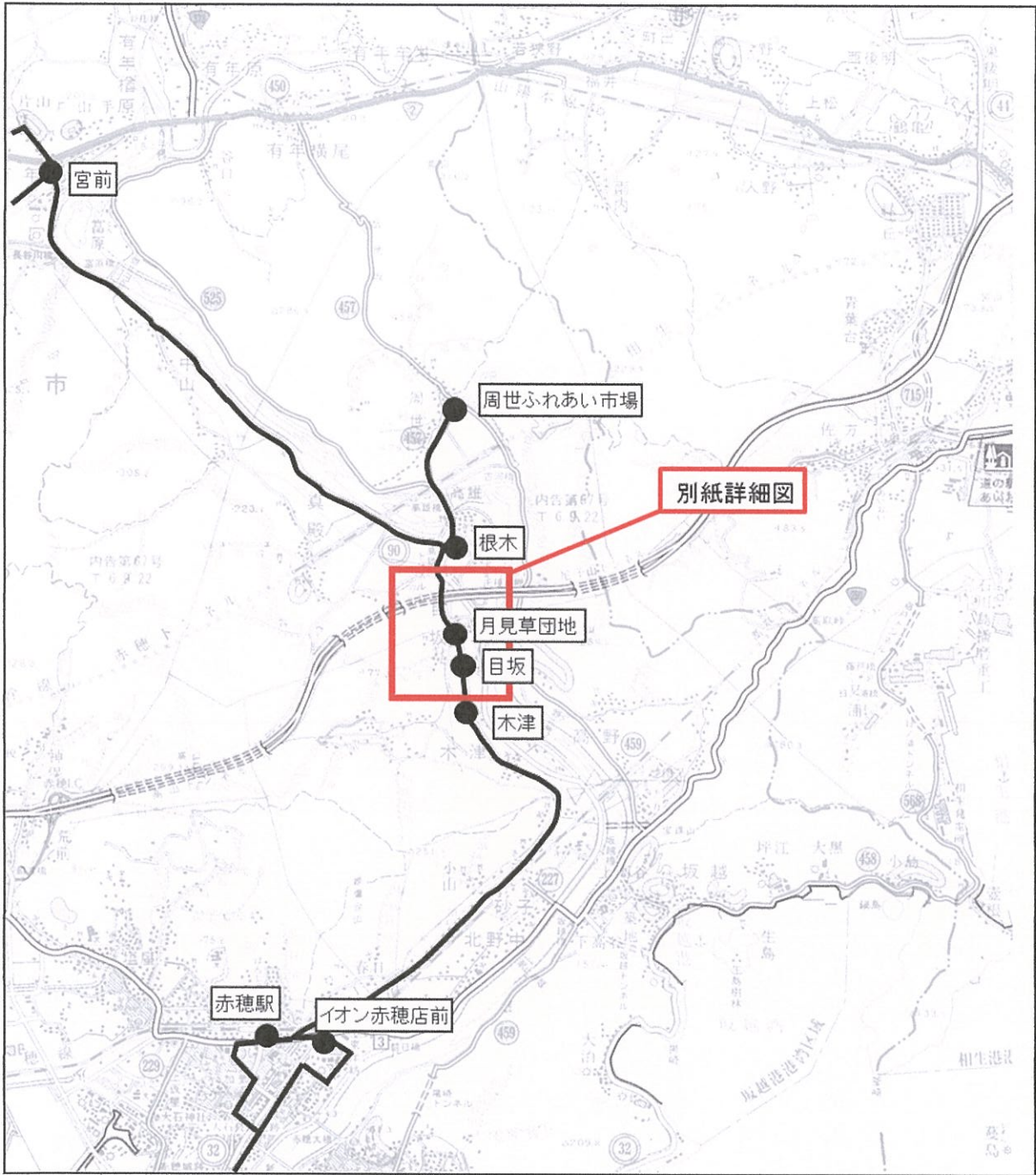
別紙② (詳細図)



東西:ルート図



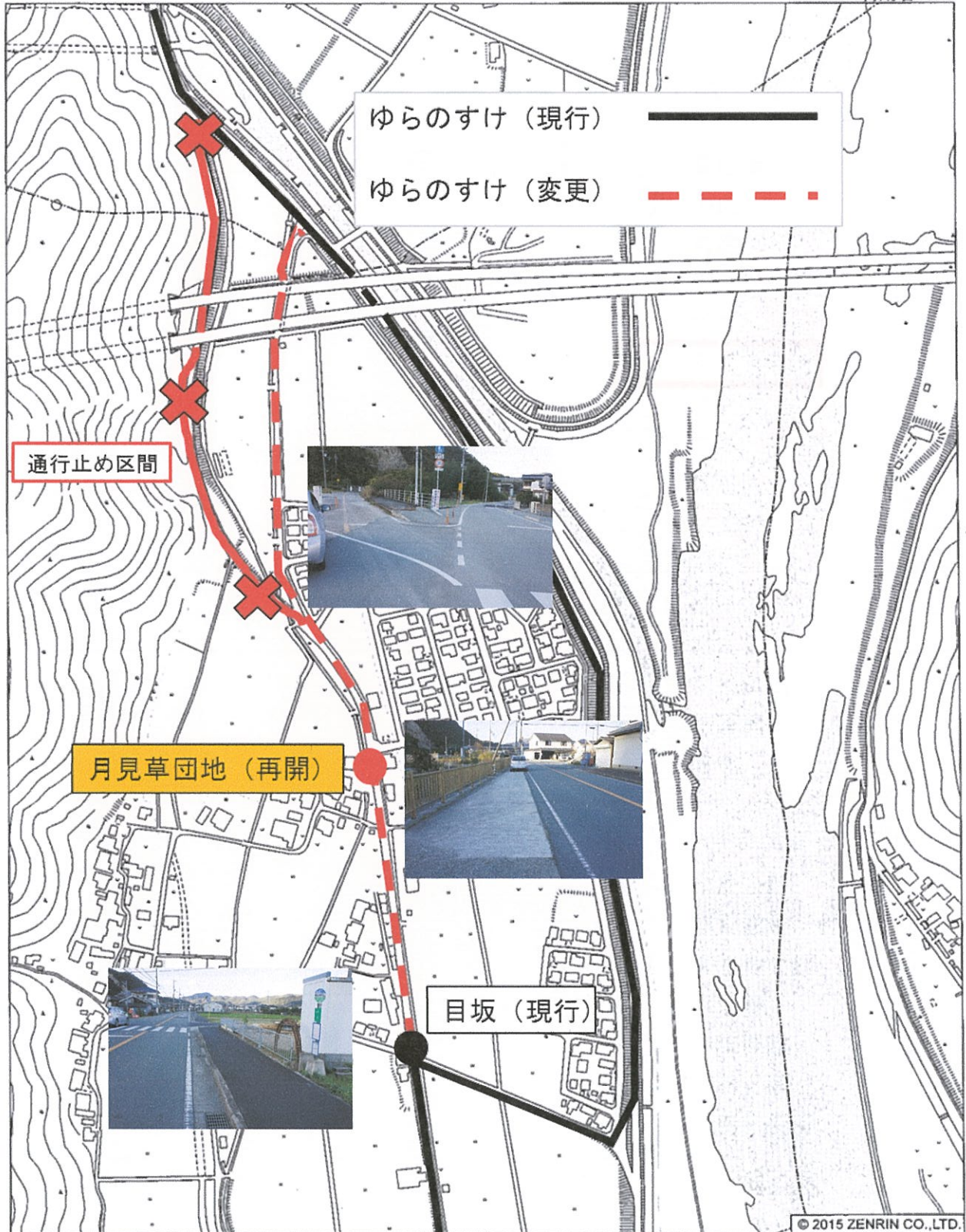
別紙③



別紙③ (詳細図)

201504赤穂市 [赤穂市 106図 A-3]

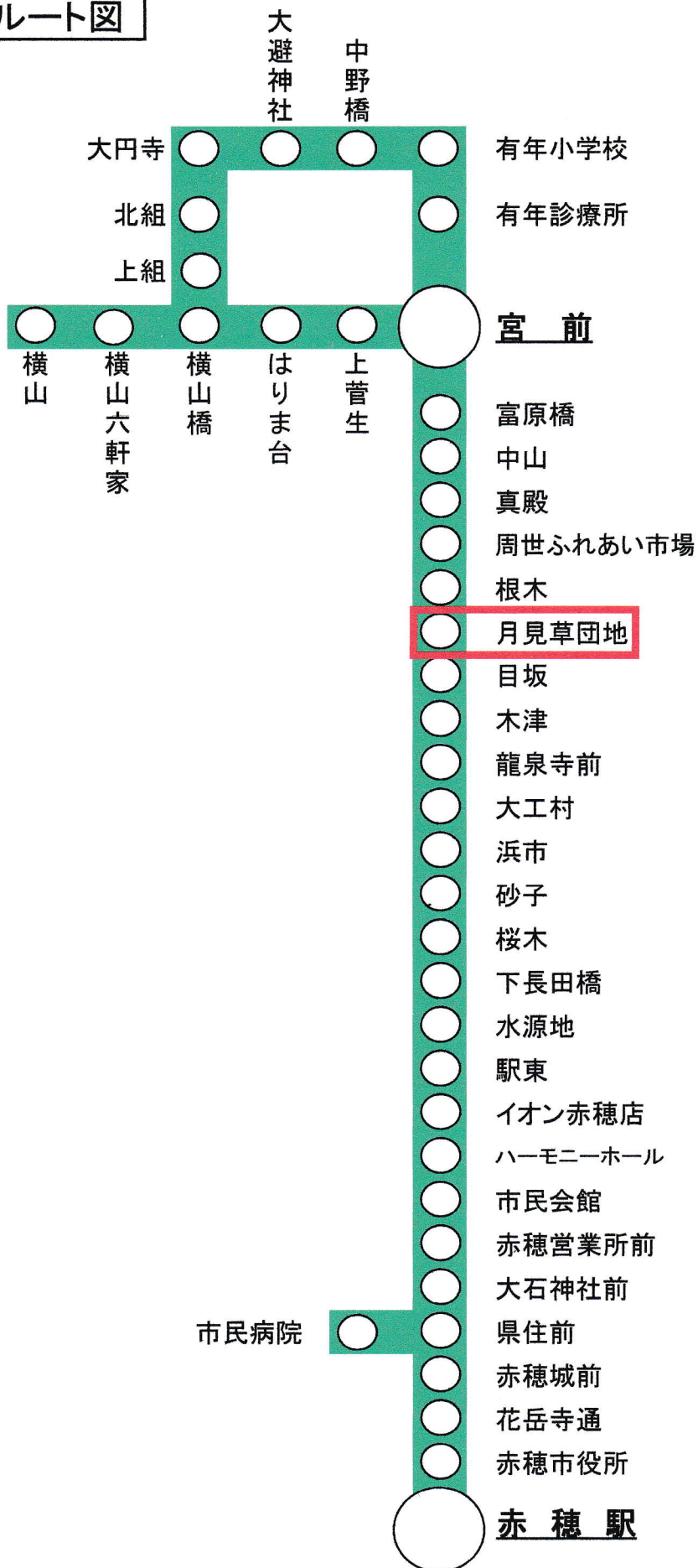
利用者: ako



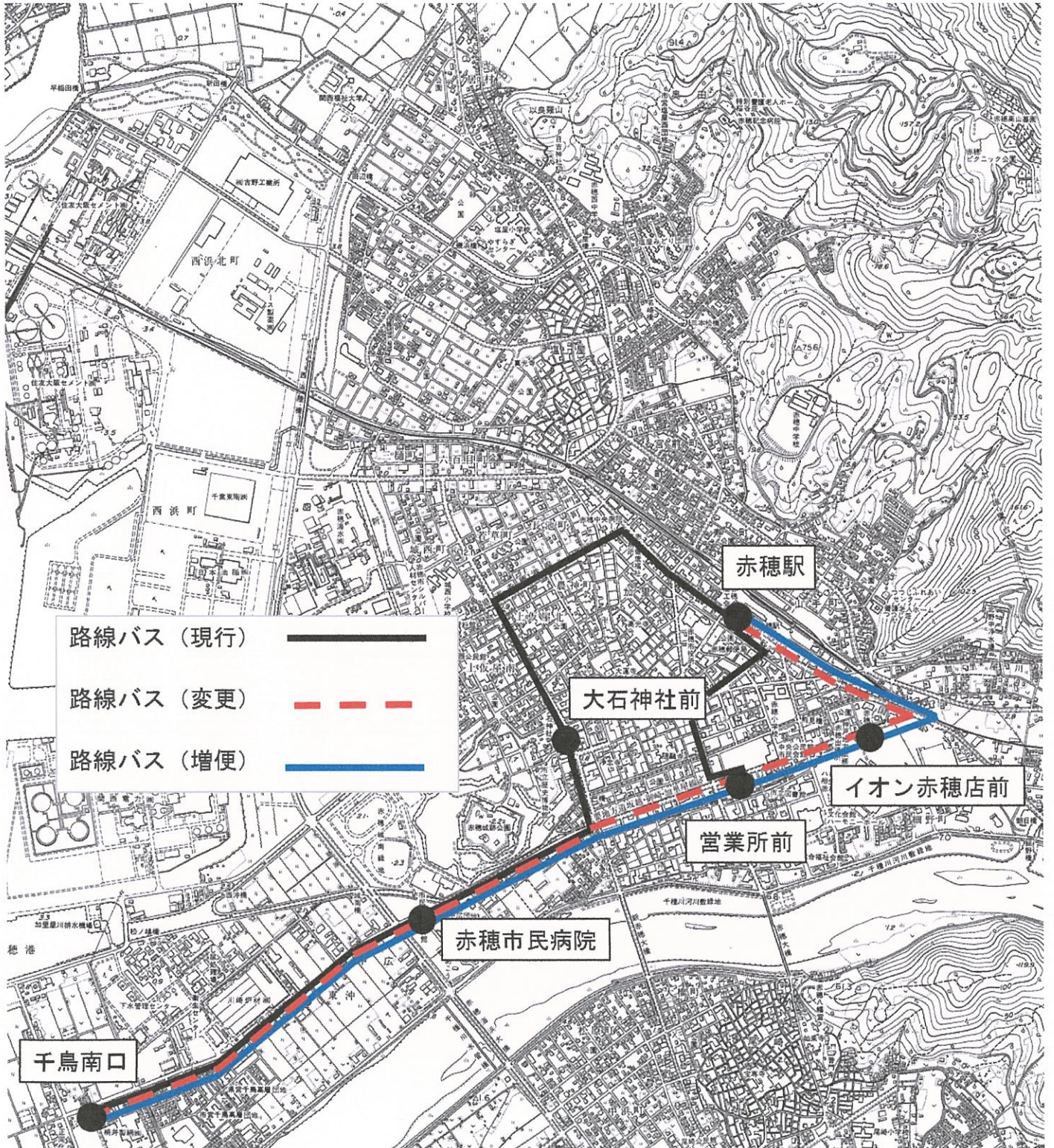
赤穂市目坂付近

縮尺 1 / 4,000 | 120m

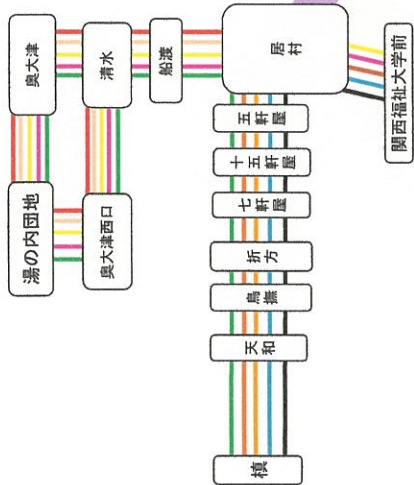
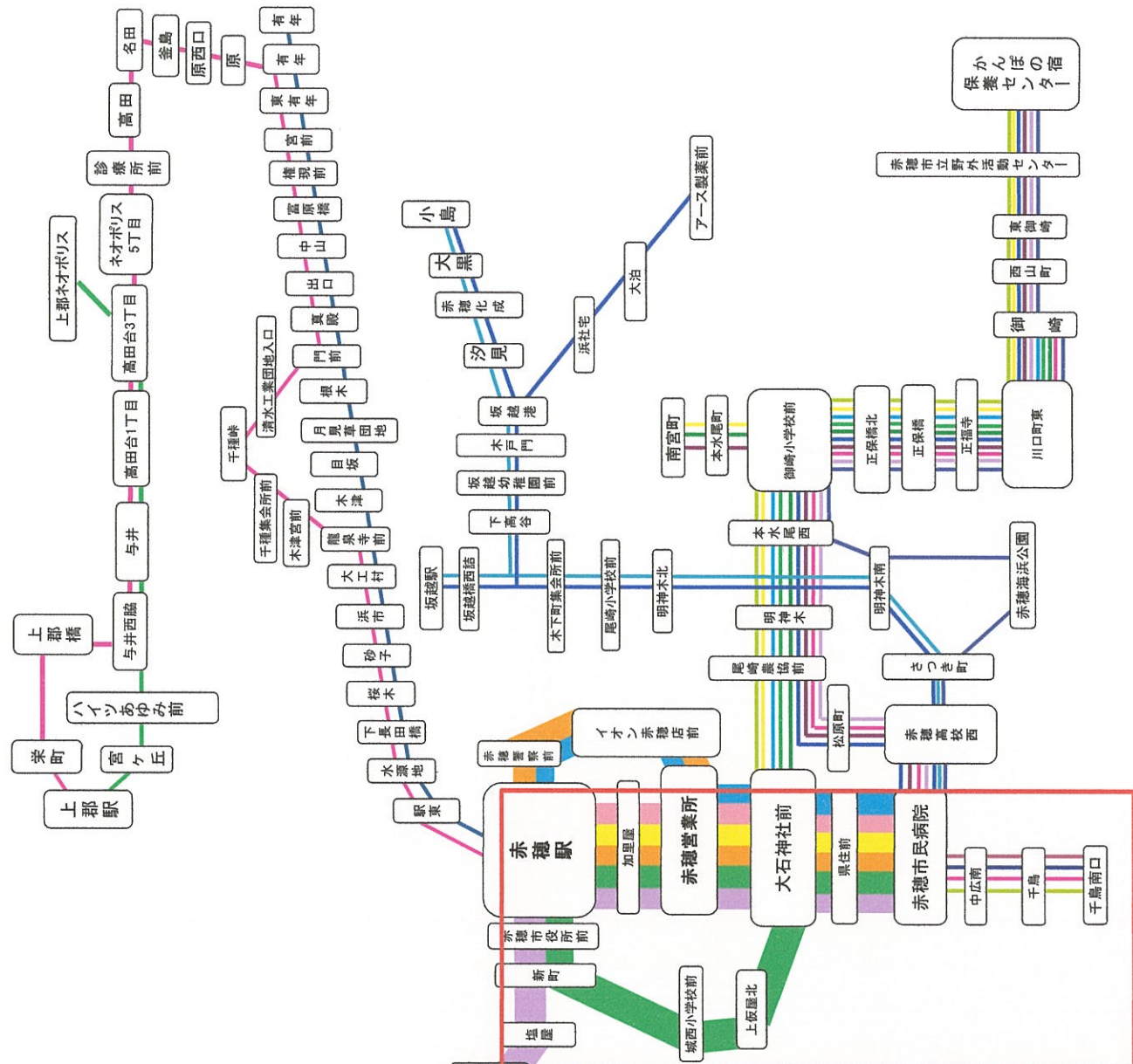
南北B:ルート図



別紙④



ウエスト神姫路線図(赤穂・上郡)



運行系統	
赤穂市民病院	赤穂市民病院～清水～湯の内団地
赤穂駅	赤穂駅～清水～湯の内団地
赤穂市民病院	赤穂市民病院～関西福祉大学～清水～湯の内団地
赤穂駅	赤穂駅～関西福祉大学～清水～湯の内団地
赤穂市民病院	赤穂市民病院～関西福祉大学前
赤穂駅	赤穂駅～関西福祉大学前
赤穂市民病院	赤穂市民病院～赤穂駅～湯の内団地～榎
赤穂駅	赤穂駅～赤穂駅～湯の内団地～榎
赤穂市民病院	赤穂市民病院～居村～榎
赤穂駅	赤穂駅～居村～榎
赤穂市民病院	赤穂市民病院～関西福祉大学～居村～榎
赤穂駅	赤穂駅～関西福祉大学～居村～榎
赤穂市民病院	赤穂市民病院～城西小学校～千鳥南口
赤穂駅	赤穂駅～城西小学校～千鳥南口
千鳥南口	千鳥南口～奥住前～城西小学校
赤穂駅	赤穂駅～大石神社前～かんぼの宿保養センター
赤穂市民病院	赤穂市民病院～大石神社前～かんぼの宿保養センター
赤穂駅	赤穂駅～大石神社前～御崎
赤穂市民病院	赤穂市民病院～大石神社前～南宮町～御崎
赤穂駅	赤穂駅～大石神社前～南宮町～御崎
赤穂市民病院	赤穂市民病院～赤穂市民病院～南宮町～かんぼの宿保養センター
赤穂駅	赤穂駅～赤穂市民病院～南宮町～かんぼの宿保養センター
赤穂市民病院	赤穂市民病院～赤穂市民病院～海浜公園～かんぼの宿保養センター
赤穂駅	赤穂駅～赤穂市民病院～海浜公園～かんぼの宿保養センター
赤穂市民病院	赤穂市民病院～イオン～赤穂市民病院～かんぼの宿保養センター
赤穂駅	赤穂駅～イオン～赤穂市民病院～かんぼの宿保養センター
赤穂市民病院	赤穂市民病院～尾崎小学校～坂越駅～小島
赤穂駅	赤穂駅～尾崎小学校～坂越駅～小島
赤穂市民病院	赤穂市民病院～榎木～有年駅
赤穂駅	赤穂駅～榎木～有年駅
赤穂市民病院	赤穂市民病院～千種ハイランド～高田台～上郡
赤穂駅	赤穂駅～千種ハイランド～高田台～上郡
上郡	上郡～ハイツあゆみ～ネオポリス

参考

ゆらのすけ変更計画（案） 曜日別一覧表

現行		変更計画（案）
月曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートB (有年西部～市街地を3往復) ・東西ルート (福浦・古池地区～市街地を3往復) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートB (運行曜日の変更→土曜日へ、目坂地区の一部ルートを変更) ・東西ルート (朶山(しだやま)地区(福浦)に停留所を新設)
火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートB (有年西部～市街地を3往復) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートB (目坂地区の一部ルートを変更)
水曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートA (有年東部～市街地を3往復) ・高野ルート (高野～市街地を3往復) ・みどり団地ルート (市民病院～みどり団地を3往復) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高野ルート (大泊地区(坂越)へ延伸)
木曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートB (有年西部～市街地を3往復) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートB (目坂地区の一部ルートを変更)
金曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・東西ルート (福浦・古池地区～市街地を3往復) ・高野ルート (高野～市街地を3往復) ・みどり団地ルート (市民病院～みどり団地を3往復) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東西ルート (朶山(しだやま)地区(福浦)に停留所を新設) ・高野ルート (大泊地区(坂越)へ延伸)
土曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートA (有年東部～市街地を3往復) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南北ルートA (運行曜日の変更→月曜日へ)